

安全管理者選任時研修のご案内

労働安全衛生法第11条で、労働者が50人以上の事業場では、安全係る技術的事項を管理するものを選任しなければならないされており、その選任したもの「安全管理者」と言います。
新しく安全管理者になられる方の研修です。

1 講習年月日 [講習日程表](#)

2 会場 県立久留米高等技術専門校内人材開発センター
住所 久留米市合川町1786-2 TEL 0942-30-0560

3 受講料	区分	受講料(税込)	料金代(税込)	合計(税込)
	会員	10,850	1,760	12,610
	非会員	13,350	1,760	15,110

4 定員 40名

5 講習内容及び 予定時間	講習内容	予定時間
	安全管理、危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき 講ずる措置等、安全教育、関係法令	8:55～16:30 9:00～13:25

詳細は [特別教育等のご案内](#) を参照願います。

6 申込み方法 [「安全衛生及び特別教育等の申込について」をご確認ください。](#)